

山形県リサイクル製品認定制度

募 集 案 内

平成30年度 前期募集

< 募 集 期 間 >

平成30年5月24日(木) ~ 平成30年6月29日(金)

< 問 い 合 わ せ ・ 申 請 先 >

山形県 環境エネルギー部 循環型社会推進課

住 所 〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

電 話 023-630-2302

F A X 023-625-7991

ホームページ

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/rp-nintei/>

山形県トップページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織でさがす
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 廃棄物・リサイクル総合情報サイト
- 山形県リサイクル製品認定制度

目 次

山形県リサイクル製品認定制度の概要	…	1
山形県リサイクル製品認定申請の際に提出する書類について	…	2
【参考】 山形県リサイクル製品認定制度 認定手続きフロー	…	3
記載例① 様式第1号 山形県リサイクル製品認定申請書	…	4
記載例② 【フロー図の例】「グリーンたいひ」の製造加工フロー図	…	5
記載例③ 申請様式1		
山形県リサイクル認定製品申請に係る循環資源利用率及び品質・性質・安全性	…	6
記載例④ 申請様式2		
山形県リサイクル認定製品申請に係る環境マネジメントに対する企業姿勢	…	7
記載例⑤ 申請様式3		
山形県リサイクル認定製品申請に係る製品の品質保証体制	…	8
山形県リサイクル製品認定制度実施要綱	…	9
様式第1号 山形県リサイクル製品認定申請書	…	12
様式第2号 山形県リサイクル製品認定証	…	13
様式第3号 山形県リサイクル認定製品申請に係る変更届出書	…	14
様式第4号 山形県リサイクル製品認定取下げ届出書	…	15
様式第5号 山形県リサイクル認定製品に係る販売状況等報告書	…	16
誓約書 様式<法人用>	…	17
誓約書 様式<個人用>	…	18
申請様式1		
山形県リサイクル認定製品申請に係る循環資源利用率及び品質・性質・安全性	…	19
申請様式2		
山形県リサイクル認定製品申請に係る環境マネジメントに対する企業姿勢	…	20
申請様式3	…	21
山形県リサイクル認定製品申請に係る製品の品質保証体制		
本制度で認定対象とするリサイクル製品に関するQ & A	…	22
山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるOEM製品の申請について	…	24

山形県リサイクル製品認定制度の概要

1 認定する目的

廃棄物を減らし、資源を有効に活用するためにはリサイクルを進めなければなりません。廃棄物をリサイクルしてできた製品が広く利用されないことには、資源循環の輪が途切れてしまいます。このため、県内で製造・加工されるリサイクル製品を県が認定し、県民の皆様の協力を得て普及を図ることを目的としております。

2 認定を受けられる製品

山形県内で発生する廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なリサイクル製品を認定します。募集期間内に申請された製品について、実施要綱等で定める基準に合っているかを審査して、県が決定します。

3 現在認定されている製品

現在認定されている製品は48製品（平成30年4月1日現在）で、生ごみや樹皮・下水道汚泥・家畜ふん尿などを利用した肥料、焼却灰を熔融固化した熔融スラグを循環利用したコンクリート製品や舗装用アスファルト、使用済み自動車のエアバッグやシートベルトなどを利用したバッグ・帽子・エコバッグなどがあります。

4 認定を受けるメリット

認定を受けた製品は、「山形県リサイクル認定製品」として、認定マークを表示して販売することができます。

県は自ら、認定を受けた製品を優先的に購入するように努めるほか、県民、事業者の皆様にも広くPRしていきます。

5 製品認定申請

製品の認定を申請する場合には、県が募集する期間（今回の募集期間は平成30年5月24日～平成30年6月29日）に必要な書類を提出してください。募集は、県ホームページ等でお知らせします。（毎年度、前期と後期の年2回の募集を予定しております。）

山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類について

山形県リサイクル製品認定制度における認定を申請する場合には、以下の資料を作成し、添付してください。

【 認定申請に必要な提出資料 】

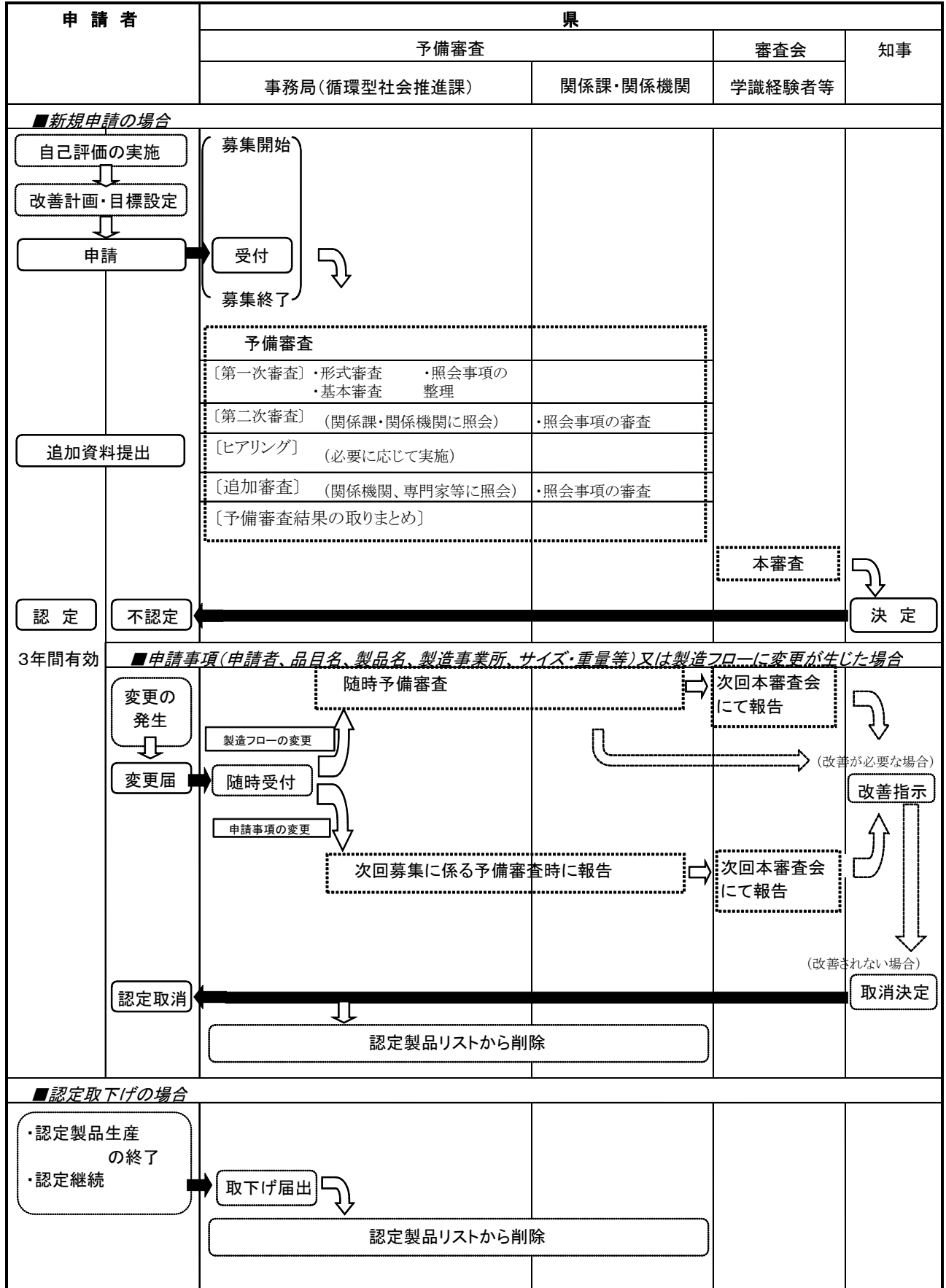
- ① 実施要綱様式第1号（12ページ）
- ② 誓約書（17ページ（法人用）、18ページ（個人用）のどちらか）
- ③ 当該製品（現物又は製品説明書等）
- ④ 当該製品の製造加工フロー図
- ⑤ 審査資料様式1～3（19～21ページ）
- ⑥ 「山形県リサイクル製品認定制度 認定基準」に記載の該当項目について、基準を満たすことが確認できる資料
- ⑦ 会社案内・パンフレット等

< 留意事項 >

- 1 この様式の記載に当たっては、原則として、製造実績がある場合には、過去の1年間（12か月）について集約した最新の数値・状況について記載してください。1年以上の実績がない製品については、事業計画で予定する数値・状況について記載してください。
- 2 安全性確認のため、基準適合を判断する試験・検査等の結果については、原則、申請日前、1年以内に行った試験等の結果を提出してください。
- 3 審査過程で特に確認が必要な場合、試験・検査等の追加を求めることがあります。この場合、試験・検査及び証明書の発行等に係る経費は、申請者の負担となります。
- 4 使用する循環資源の種類及び主たる製造工程が同じ製品は1件の申請とする。（製品の名称、サイズ、形状及び用途等による区分はしないこと。）
ただし、認定対象となる製品のすべての名称及び規格（サイズ・重量等）を申請書に記載すること。
なお、以下のいずれかに該当する製品は別の申請とすること。
 - (1) 品目別基準に定める品目が異なる製品
 - (2) 製品に適用される日本工業規格（JIS）等の国内標準規格又はこれに準じる基準の品目が異なる製品
 - (3) 使用する循環資源の種類が異なる製品
 - (4) 主たる製造工程が異なる製品

【 参考 】

山形県リサイクル製品認定制度 認定手続きフロー



< 記載例① >

様式第1号（第5条関係）

山形県リサイクル製品認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

住所（本社所在地） △市××-丁目〇-〇
 氏名（会社等名称） △△リサイクル株式会社
 （代表者氏名） 代表取締役社長 ◎◎◎◎ ◎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

記

1	品目名	汚泥発酵肥料	循環資源、主たる製造工程が同じ製品は1つの申請となります。製品名称が複数ある場合はすべての名称を記載してください。
2	製品名	グリーンたいひ	
3	製造事業所	所在地	△市××-丁目〇-〇
		名称	△△リサイクル株式会社 堆肥工場
4	製品のサイズ・重量等	5kg（袋詰め）	多くの規格がある製品について、記載欄が不足する場合は「別添資料のとおり」と記載し、規格がわかる資料を添付してください。
5	添付資料等	(1) 誓約書 (2) 当該製品（現物又は製品説明書等） (3) 当該製品の製造加工フロー (4) 審査資料（様式1～3及び根拠資料等） (5) 会社案内・パンフレット等	
6	その他参考事項	食品リサイクル法による再生利用事業計画に参加（平成〇〇年×月認定）	

担当者 連絡先	所属部署	環境事業部長 山形 太郎
	役職・氏名	△△リサイクル株式会社堆肥工場
	所在地	△市××-丁目〇-〇
	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	△△recycle@□ta〇〇.co.jp

< 記載例② >

【フロー図の例】「グリーンたいひ」の製造加工フロー図

循環資源及び天然資源の種類ごとに投入量を記載してください。なお、当該部分と(様式1)で記載いただく循環資源及び天然資源の利用量は数字が合うようにしてください。

〔インプット〕

		(年間量)
循環資源	動植物性残さ	3000t
	下水道汚泥	200kl
天然資源	パーライト	160t

エネルギー	軽油	
-------	----	--

エネルギー	電力	
-------	----	--

エネルギー	電力	
その他	外気	

エネルギー	電力	
-------	----	--

エネルギー	電力	
資源	水	

エネルギー	電力	
-------	----	--

循環資源	間伐材木くず	100t
------	--------	------

エネルギー	軽油	
-------	----	--

エネルギー	軽油	
-------	----	--

資源	PE製袋(2l)	
----	----------	--

その他	雨水	
-----	----	--

エネルギー	軽油	
-------	----	--

〔フロー〕

原材料収集

原材料運搬

原材料ホッパ

搬入用コンベア

発酵槽

脱臭ブロウ

脱臭装置

排水処理槽

搬出用コンベア

二次発酵ヤード
水分調整

切り返し

工程排水

敷地内搬送

袋詰め

出荷

販売
使用

施肥

土壌分解

袋の廃棄

〔装置〕

ダンプトラック
排気量 4000cc
積載容量 4t

ベルトコンベア
搬送能力5t/日

発酵槽 容量250立米
攪拌装置
攪拌能力5t/日

脱臭ブロウ
吸気能力 500kl/h

脱臭装置
脱臭能力900立米/h
(騒音規制法:特定施設)

放流水質BOD 60mg/l
SS60 mg/l

ベルトコンベア
搬送能力5t/日

ホイロローダー
排気量 4000cc
バケット容量 50kl

軽トラック
排気量 660cc
積載容量 500kg

袋詰め装置
能力 2kg袋×200/日

雨水分離槽

平ボデートラック
排気量 4000cc
積載容量 4t

袋の廃棄

〔アウトプット〕

		(年間量)
悪臭		
悪臭		

排気ガス		
騒音		

振動		
騒音		

廃棄物		
-----	--	--

騒音		
悪臭		

排気ガス		
CO2,NH4		
騒音・昼間	23dB	
騒音・夜間	20dB	

放流水		
-----	--	--

振動		
騒音		

排気ガス		
騒音		

排気ガス		
騒音		

放流水		
廃棄物		

排気ガス		
騒音		

廃棄物		
-----	--	--

有害成分残留	1kgあたり
ひ素	3g
カドミウム	0.2g
水銀	0.1g
ニッケル	5g
クロム	2g
鉛	5g

※1 これはイメージですので、記載内容や方法については、適宜実態に合わせて記載してください。
※2 インプット、アウトプットには、可能な限り数値データを記載してください。

可能な限り、製造過程における環境負荷量を把握し、製品製造に係るCO₂排出量を明らかにしてください。CO₂排出量の算出方法など、不明な点がある場合は、循環型社会推進課まで相談してください。

製品製造に係るCO₂排出量(年間量)

< 記載例③ >

申請様式 1

山形県リサイクル製品認定申請に係る循環資源利用率及び品質・性能・安全性

製造実績がある場合には、過去1年間について集約した最新の数値、状況について記載してください。
1年以上の製造実績がない場合は、事業計画で予定する数値、状況について記載してください。

製品製造時における循環資源の投入量を記載してください。なお、当該部分と製品製造加工フローにおける投入量は数字が合うようにし

製品製造時における天然資源の投入量を記載してください。なお、当該部分と製品製造加工フローにおける投入

1 当該製品における循環資源の利用率（下段：該当する製品の場合は記載すること。）

循環資源年間 利用（予定）量（A）	天然資源年間 使用（予定）量（B）	循環資源利用率 (C = A / (A + B))
3, 840 t	160 t	96.0%
[溶融スラグ量・フライ アッシュ量] (D)	[細骨材量（砕砂）・ セメント量] (E)	[溶融スラグ利用率・ フライアッシュ利用率] (F = D / (D + E))
t	t	%

2 当該製品における循環資源の利用量

該当する場合には記載してください。

循環資源の種類	排出元の名称	年間利用(予定)量(t)	
		計	うち県内排出量
動植物性残渣	〇〇旅館	309	309
動植物性残渣	××ホテル	297	297
動植物性残渣	□□食品△製造工場	1,018	
下水道汚泥	△市下水道汚泥処理場	974	974
家畜ふん尿	畜産業者（△市内）	762	762
間伐材 （木質チップ）	□町林業者 （木くず再資源化施設を經由）	480	480
動植物性残渣	〇〇旅館	309	309
合 計		(G) 3,840	(H) 2,822
県内排出占有率 (H/G)		73.5%	

3 製品に適用される関係法令・規格等

肥料取締法	
・ 第4条第1項第3号に基づく登録	…別添資料1（登録証の写し）
・ 公定規格（含有すべき主成分の最小値）	…別添資料2（成分分析試験結果）
・ 公定規格（含有を許される有害成分の最大値）	…別添資料3（有害物試験結果）
・ 公定規格（植物に対する害に関する栽培試験）	…別添資料4（植害試験結果）
・ 公定規格（原料となる汚泥の有害物溶出試験）	…別添資料5（有害物試験結果）
山形県環境物品等調達基本方針	
・ 特定調達品目：下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	…別添資料2（成分分析試験結果）

4 知的財産権

製品製造及び販売に係る特許権、実用新案権、意匠権、 著作権及び商標権の侵害	有 ・ 無
--	-------

当該製品に係る品質、性能に関して適用される法律、条例、行政機関の指導指針、日本工業規格、国際規格、業界の自主基準等があれば、その名称を記載してください。また、当該基準を満たすことを証明する資料を指摘してください。

< 記載例④ >

申請様式 2

山形県リサイクル製品認定申請に係る環境マネジメントに対する企業姿勢

申請製品を製造する事業所において適用される環境法令(含協定等)の名称と具体的な基準値、達成状況について記載してください。

1 適用される環境法令等

- ・【排水】水質汚濁防止法
…特定施設の対象外
- ・【排気】大気汚染防止法
…特定施設の対象外
- ・【悪臭】悪臭防止法
…B区域：アンモニア1ppm
- ・【悪臭】△市との環境保全協定
…事業場敷地の境界線上における大気中のアンモニア濃度は、1/100万以下とすること。
- ・【騒音】騒音規制法
…指定地域の対象外
- ・【振動】振動規制法
…指定地域の対象外

2 自主的な環境管理について（該当するものに○を付けてください。）

- (1) () ISO14001を取得済み
- (2) () エコアクション21認証・登録済み
- (3) () 環境管理規程を整備済み

①～③のうち、申請者が該当するものに○を付けてください。

【注意事項】

①や②に該当しない場合は、必ず環境管理規定を整備してください。整備にあたっては、環境方針のほか、具体的な環境目標や目標を達成するための行動計画も定めてください。

3 その他（特記事項があれば記入してください。）

< 記載例⑤ >

申請様式 3

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の品質保証体制

1 情報公開等のコミュニケーション体制
製品に関する問合せ先

(1)	担 当 部 門	本社総務部	
(2)	担 当 者	職 名	総務部長
		氏 名	山形 花子
(3)	問 合 せ 先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		F A X	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		E-mail	△△recycle. Oda×ko. co. jp
(4)	ホームページURL	http://www. △△recycle. ×××.html	

2 表示

(1)	表 示 の 場 所	袋詰め商品の袋・表面下部
(2)	認定マークに代える表示の計画 ※認定マークによる表示が困難な場合に記載すること。	工事現場に看板を設置

製品への認定マークの表示が困難な場合等に、
認定マークに代わる表示計画とその方法について
記載してください。

3 当該製品販売に関する計画

(1)	主な利用先（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家 ・ 一般消費者 	
(2)	販売価格（希望小売価格）	1,000円（5kg袋）	
(3)	年間販売実績（平成 <u>29</u> 年度）	売上量（単位：t）	400 t (5kg×80,000袋)
		売上額（単位：円）	80,000,000円
(4)	製品取扱店舗 ※県内小売等を行う場合に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームセンター××（△△支店） ・ ○△商店 	

当該製品に関して、販売実績がある場合は、過去の1年間について集約した最新の数値、状況について記載してください。
1年以上の販売実績がない場合は、事業計画で予定する数値、状況について記載してください。

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が山形県内で製造されるリサイクル製品を認定することで、事業者による開発・製造を奨励してリサイクル産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の普及啓発を通じて、県民、事業者及び行政が地域循環システムの形成に向けたパートナーシップを構築し、もって県内における廃棄物の排出抑制ならびに循環資源の利用推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し、不要となる物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち、資源として再利用されるものをいう。

2 この要綱において「リサイクル製品」とは、県内で発生する循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

(認定)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める製品を山形県リサイクル製品（以下、「認定製品」という。）として認定することができる。

一 認定による製品の普及を通じ、県内の廃棄物の排出抑制ならびに循環資源利用の進展について、具体的効果が期待できるものであること。

二 製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境影響について、法令等による基準を遵守し、かつ、自主的な環境管理に基づき常に適切な改善を図っていること。

三 品質・性能・安全性等について、別に定める山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していること。

四 次の事項について、消費者の便益からみて取り組みが妥当と判断できること。

イ 製品普及の促進

ロ 情報公開等のコミュニケーション体制

ハ 認定された場合に行う表示

五 申請時において現に流通している、又は申請の日から6か月以内に販売されることが確実な製品であること。

(申請者)

第4条 認定を申請することができる者は、リサイクル製品の製造又は販売を行うものであって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下この号中「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者。

(申請及び決定)

第5条 認定を希望する事業者は、様式第1号により申請書を作成し、募集期間内に所定の資料を付して知事に申請しなければならない。

2 知事は、募集期間終了後4ヶ月以内に認定の可否等を決定し、申請者に対して理由を付して通知する。決定に当たっては、条件を付すことがある。

3 前項の規定により認定を決定したときは、当該申請者に対して、様式第2号により認

定証を交付する。

- 4 認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）は、第1項及び第2項にかかわらず、募集期間以外に申請することができる。この場合、知事は、申請を受けた日から1ヶ月以内に認定の可否等を決定する。

（審査）

- 第6条 リサイクル製品の認定の可否等について審査するため、「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会（以下、「審査会」という。）」を設置する。
- 2 審査会の構成、運営等については、別に定める。
- 3 審査会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングを行い、追加資料を求め、または改善を求めることがある。

（認定期間等）

- 第7条 認定製品の認定期間は3年間とする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。
- 2 認定を受けた事業者が再度認定を受けるときは、認定の有効期限前の募集期間中に、第5条により申請しなければならない。
- 3 前項により更新の申請があった場合、当該認定を決定する期日までは、認定期間にかかわらず認定製品とみなすものとする。再度認定を受けたときは、当該認定年月日の前日をもって従前の認定期間が終了したものとみなす。
- 4 認定製品の申請事項に変更があったときは、様式第3号により30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 認定を受けた事業者は、製品の生産を終了したとき、または認定継続の意思を失ったとき、様式第4号により認定の取下げを届け出なければならない。

（表示等）

- 第8条 認定を受けた事業者は、別に定める認定マークを認定時の条件に従って包装等に表示しなければならない。
- 2 認定を受けた事業者は、認定マークによる表示が困難な場合、認定時に定める方法により表示することができる。
- 3 認定を受けた事業者は、認定製品以外の製品への認定マークの使用及び認定製品と誤認する表示や製品名の使用を行ってはならない。
- 4 本認定を受けた事業者以外の者は、認定マークを使用し、また認定製品と誤認する表示をしてはならない。

（改善指示）

- 第9条 知事は、第3条及び前条の規定に違反する事実があると認められる場合は、改善を指示することができる。

（認定取消）

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - 一 認定製品が第3条の規定に適合しなくなったとき
 - 二 認定を受けた事業者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - 三 認定を受けた事業者が第7条第4項の規定による届出をしなかったとき
 - 四 認定を受けた事業者が第9条の指示に従わなかったとき
 - 五 認定を受けた事業者が本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公表することができる。

(認定を受けた事業者の責務)

第11条 認定を受けた事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売状況等を様式第5号により知事に報告しなければならない。

- 2 認定を受けた事業者は、本認定の根拠となる情報を積極的に公開するものとする。また、認定製品に関して消費者とのコミュニケーション体制を整備するとともに、消費者からの信頼性の向上ならびに協力関係の構築に努めるものとする。
- 3 認定製品に関して、消費者との間に製品の品質・性能・安全性等の問題が発生した場合には、認定を受けた者が責任を持ってその処理をするものとする。

(県の責務)

第12条 県は、調達基本方針に基づき毎年度定める調達方針に掲げる品目に該当する認定製品について、性能、数量、価格等を考慮のうえ優先的な調達に努めるものとする。

- 2 県は、市町村に対して認定製品の周知を図るとともに、認定製品の調達ならびに普及の推進を要請する。
- 3 県は、県民及び事業者に対する認定製品の普及啓発を行う。

(県民及び事業者の協力)

第13条 県民及び事業者は、本制度の趣旨を理解し、物品の購入等に際しては、できる限り認定製品を選択するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第4条、第10条第1項第2号及び第5号の規定については、施行の日以降に該当するに至った者について適用する。

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

山形県リサイクル製品認定申請書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申 請 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

印

電話番号

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

記

1	品 目 名		
2	製 品 名		
3	製 造 事 業 所	所 在 地	
		名 称	
4	製品のサイズ ・ 重量等		
5	添 付 資 料 等	(1) 誓約書 (2) 当該製品（現物又は製品説明書等） (3) 当該製品の製造加工フロー (4) 審査資料（様式1～3及びこの根拠資料等） (5) 会社案内・パンフレット等	
6	そ の 他 参 考 事 項		

担当者 連絡先	所 属 部 署	
	役 職 ・ 氏 名	
	所 在 地	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	



認定番号 第 号

山形県リサイクル製品認定証

住 所
氏 名

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第3条第1項の規定により、認定を受けた製品であることを証します。

山形県知事 吉村 美栄子

認定年月日	平成 年 月 日
認定の有効期限	平成 年 月 日
品 目 名	
認定製品名	
認定する理由	
認定条件	

山形県リサイクル認定製品に係る変更届出書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

届 出 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

印

電話番号

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第4項の規定により、次のとおり認定製品の変更について届け出ます。

記

1	認 定 番 号		
2	認 定 製 品 名		
3	変 更 項 目		
4	変 更 内 容	【 変 更 前 】	【 変 更 後 】
5	変 更 理 由		

山形県リサイクル製品認定取下げ届出書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

届出者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

印

電話番号

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第5項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定取り下げについて届け出ます。

記

1	認定番号	
2	認定製品名	
3	取下げの理由	

山形県リサイクル認定製品に係る販売状況等報告書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

報 告 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

印

電話番号

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第11条第1項の規定により、平成 年 月 日から 平成 年3月31日までの販売状況等を次のとおり報告します。

記

1	認 定 番 号						
2	認 定 製 品 名						
3	販 売 状 況	規 格	販売数量（単位：___）		販売額（単位：円）		
			県調達分	県調達分以外	県調達分	県調達分以外	
4	使 用 者 ・ 消 費 者 の 意 見 等						

誓 約 書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所
名 称
代表者

印

当社及び役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）一同は、下記の要件に該当しない者であることを誓約します。

記

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

誓 約 書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所
氏 名 印

私（政令で定める使用人及び法定代理人を含む。）は、下記の要件に該当しない者であることを誓約します。

記

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

申請様式 1

山形県リサイクル製品認定申請に係る循環資源利用率及び品質・性能・安全性

1 当該製品における循環資源の利用率（下段：該当する製品の場合は記載すること。）

循環資源年間 利用（予定）量（A）	天然資源年間 使用（予定）量（B）	循環資源利用率 ($C = A / (A + B)$)
t	t	%
〔溶融スラグ量・フライ アッシュ量〕（D）	〔細骨材量（砕砂）・ セメント量〕（E）	〔溶融スラグ利用率・ フライアッシュ利用率〕 ($F = D / (D + E)$)
t	t	%

2 当該製品における循環資源の利用量

循環資源の種類	排出元の名称	年間利用(予定)量(t)	
		計	うち県内排出量
合 計		(G)	(H)
県内排出占有率 (H/G)		%	

3 製品に適用される関係法令・規格等

--

4 知的財産権

製品製造及び販売に係る特許権、実用新案権、意匠権、 著作権及び商標権の侵害	有 ・ 無
--	-------

申請様式 2

山形県リサイクル製品認定申請に係る環境マネジメントに対する企業姿勢

1 適用される環境法令等

--

2 自主的な環境管理について（該当するものに○をつけてください。）

- (1) () ISO14001 を取得済み
- (2) () エコアクション21 認証・登録済み
- (3) () 環境管理規程を整備済み

3 その他（特記事項があれば記入してください。）

--

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の品質保証体制

1 情報公開等のコミュニケーション体制
製品に関する問合せ先

(1)	担 当 部 門		
(2)	担 当 者	職 名	
		氏 名	
(3)	問 合 せ 先	電 話 番 号	
		F A X	
		E-mail	
(4)	ホームページURL		

2 表示

(1)	表 示 の 場 所	
(2)	認定マークに代える表示の計画 ※認定マークによる表示が困難な場合に記載すること。	

3 当該製品販売に関する計画

(1)	主な利用先（予定）		
(2)	販売価格（希望小売価格）		
(3)	年間販売実績（平成_____年度）	売上量（単位：_____）	
		売上額（単位：円）	
(4)	製品取扱店舗 ※県内小売等を行う場合に記載すること。		

山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するQ & A

1 リサイクル認定製品について

本制度で認定対象とするリサイクル製品は、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第2条で定めるものですが、具体的に次のような考え方で整理しています。

Q 1 実施要綱第2条第2項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、循環資源はどの程度まで使用することが求められるのですか。

A 1 本制度で認定するリサイクル製品は、少なくとも天然資源以上に循環資源を用いていることが原則になります。ただし、製造技術上、循環資源を50%以上用いることが困難であると判断される製品については、現在の技術的な標準を踏まえて個々に判断します。詳細については、「山形県リサイクル製品認定制度 品目別基準」を御参照ください。

Q 2 実施要綱第2条第2項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、使用する循環資源のうち、どの程度まで県内で排出されたものを用いることが求められるのですか。

A 2 本制度は地域における資源の循環を目指すものであることから、原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分が県外排出分以上に用いていることが原則になります。ただし、容器包装リサイクル法等の法制度や循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ないと特に認める場合は、認定対象となる場合があります。

Q 3 実施要綱第2条第2項に「県内の事業所で製造・加工される製品」という規定がありますが、循環資源にどの程度まで手を加えた製品をいうのですか。

A 3 製品として認定する以上、循環資源と明らかに異なった状態になったものである必要があり、循環資源の形状及び性質を変えて、新たな用途を生むよう加工され、一般的に有価で流通される状態になったものを認定の対象としています。例えば、廃コンクリートや廃ガラス、木くず等を砕いて粒度調整したものは、性質が変わっていないことから、依然、循環資源であり、本制度でいうリサイクル製品には含まれません。

Q 4 実施要綱第2条第2項に「品質等が均一であるもの」という規定がありますが、どの程度まで均一性が求められるのですか。

A 4 製品の用途や品質・性能・安全性が一定でなければ、認定の範囲が不明確になります。このため、たとえ循環資源の性質にバラつきがあってもこれを加工することで用途が一定になり、また、認定審査した製品と同一の品質・性能・安全性を備えた製品が継続して製造されると認められる場合に認定対象にしています。

※1 以上を踏まえて、認定対象に含まれるか判断が難しいと考えられる製品を申請する場合には、申請書提出の前に県循環型社会推進課にご相談ください。

※2 品目別の詳細な基準については、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」を策定しておりますので、参考にしてください。

2 認定取消について

当制度では、実施要綱第10条第1項により「知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。」としています。

Q 1 実施要綱第10条第1項第5号に「本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき」という規定がありますが、信用を失墜させる行為とは具体的にどのような行為ですか。

A 1 各種法令に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、廃棄物処理法など生活環境の保全を目的とする法令に違反し行政処分を受けたときなどが該当します。

山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるOEM製品の申請について

実施要綱第5条第4項における「認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）」とは、認定を受けようとする製品もしくは認定を受けている製品がいわゆるOEM製品であり、認定を受けた事業者以外の者が自社の製品について認定を希望する場合を指します。

以上のような申請を行う場合、以下の事項を御承知ください。

1 OEM製品の定義

OEMとは、Original Equipment Manufacturingの略で「相手先ブランド製品製造」と訳される行為で、製造者が、自社ブランド名とは別に販売者のブランド名を冠した製品の製造を受託するか又は販売者に販売する行為のことを指します。

2 本制度における考え方

OEMによる製造には、次の2つのケースがあります。

(1) 販売者からの依頼を受けて独自の製品を製造するケース

本制度では、申請資格を製造者に限っていないことから、このケースで製造されたOEM製品について販売者が申請した場合も認定を受けることができます。

(2) 製造者が元々製造販売している製品を、特定の販売者が販売するものについて別のブランド名を記して製造するケース

この場合、製造者が元々製造販売している製品が、既に認定を受けているか否かで、以下の3つの場合が考えられます。

① 既に認定されている製品について、認定を受けた事業者と異なる者が、異なる製品名で販売する場合（認定を受けている者が製造者であり、販売者が新たに認定を希望する場合）

販売者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア 認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ 流通から廃棄までの環境管理を行うこと。（第3条第2号関係）

ウ 製品の品質・性能・安全性に関しても情報公開や苦情等を一義的に受けること。（第3条第3号関係）

② 製造者と販売者が同時に認定を希望する場合（製造者・販売者いずれも認定を受

けていない場合)

製造者と販売者がそれぞれに申請を行う必要があります。

- ③ 既に認定されているOEM製品について、製造者が認定を希望する場合（認定を受けている者が販売者であり、製造者が新たに認定を希望する場合）

製造者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア 認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ 製品名称の使用権を有し、かつ製品普及に責任を持つこと。（第3条第4号関係）

3 審査方法

- (1) 申請者は、申請に必要な全ての様式を作成することとしますが、先に認定を受けた製品が認定を受ける際に提出した添付資料と内容が同じものを用いることが認められる場合、その旨を様式に記入したうえで添付を省略できることとします。
- (2) 申請書に基づき、認定されている製品と同一の製品であること等、特に確認すべき事項を予備審査会で確認することができた場合に認定を決定します。